処　　分　　基　　準

令和４年３月１５日作成

法　　令　　名	銃砲刀剣類所持等取締法
根　拠　条　項	第１１条第５項
処 分 の 概 要	猟銃若しくは空気銃又はクロスボウの所持許可の取消し
原権者（委任先）	福井県公安委員会
法 令 の 定 め	銃砲刀剣類所持等取締法第４条第１項第１号（許可）、第１１条第５項
処　分　基　準	当該銃砲等を許可に係る用途に供していないことにつき、許可者に起因しないやむを得ない理由が認められる場合等を除き、許可を取り消すものとする。
問 い 合 わ せ 先	福井県警察本部生活安全部生活安全企画課保安係 電話０７７６－２２－２８８０（内線３２１０）
備　　考	